

藤沢市手数料条例の一部改正について
 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2019年（平成31年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 藤沢市手数料条例（平成12年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表中「及び建築基準法施行令」を「，建築基準法施行令」に改め，「「令」という。）」の次に「及び藤沢市地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例（平成元年藤沢市条例第39号。以下この表において「地区計画条例」という。）」を加え，同表4の項から7の項までの規定中「第18条第14項」を「第18条第16項」に改め，同表8の項から10の項までの規定中「第18条第17項」を「第18条第19項」に改め，同表13の項中「第42条第1項第5号」を「第42条第1項第2号，第3号及び第5号，第2項並びに第3項」に改め，同表34の項中「第67条の2第3項第2号」を「第67条の3第3項第2号」に改め，同表35の項中「第67条の2第5項第2号」を「第67条の3第5項第2号」に改め，同表36の項中「第67条の2第9項第2号」を「第67条の3第9項第2号」に改め，同表中67の項を71の項とし，66の項を70の項とし，65の項を69の項とし，64の項の次に次の4項を加える。

65	地区計画条例第4条第1項ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物の用途の制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	27,000円
66	地区計画条例第8条第1項ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物等の高さの最高限度の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	27,000円

67	地区計画条例第8条第3項第1号ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物の高さの最高限度の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	27,000円
68	地区計画条例第8条第3項第2号ただし書の規定による地区整備計画区域内における建築物の日影による制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	1件	27,000円

第2条 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表中「「令」という。）」の次に「、藤沢市建築基準等に関する条例（平成30年藤沢市条例第10号。以下この表において「条例」という。）」を加え、同表中71の項を81の項とし、65の項から70の項までを10項ずつ繰り下げ、64の項の次に次の10項を加える。

65	建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件（平成15年国土交通省告示第303号）第2号の規定による2以上の居室の認定の申請に対する審査	1件	27,000円
66	条例第6条ただし書の規定による大規模な建築物の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
67	条例第9条第2号の規定による地盤面に係る増築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
68	条例第11条ただし書の規定による特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
69	条例第17条ただし書の規定による学校の外壁の位置に係る建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
70	条例第28条第3項の規定による大規模店舗又はマーケットの敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
71	条例第35条第4項の規定による興行場等の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
72	条例第45条の規定による興行場等の建築の許可の申請に対する審査	1件	67,000円
73	条例第50条ただし書の規定による自動車車庫等の敷地と道路との関係に係る建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円
74	条例第51条第7項の規定による自動車車庫等の建築の許可の申請に対する審査	1件	27,000円

第3条 藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第4の1の表1の項、2の項、4の項から6の項まで、8の項、9の項及び11の項中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同表23の項中

「第53条第4項」の次に「又は第5項」を加え、「同条第5項第3号」を「同条第6項第3号」に改め、同表34の項中「第67条の3第3項第2号」を「第67条第3項第2号」に改め、同表35の項中「第67条の3第5項第2号」を「第67条第5項第2号」に改め、同表36の項中「第67条の3第9項第2号」を「第67条第9項第2号」に改め、同表中81の項を84の項とし、64の項から80の項までを3項ずつ繰り下げ、63の項の次に次の3項を加える。

64	法第87条の2第1項の規定による2以上の工事の全体計画に関する認定又は法第87条の2第2項において準用する法第86条の8第3項の規定による当該全体計画の変更に係る認定の申請に対する審査	1件	120,000円
65	法第87条の3第5項の規定による建築物を興行場等として使用することに係る許可の申請に対する審査	1件	120,000円
66	法第87条の3第6項の規定による建築物を特別興行場等として使用することに係る許可の申請に対する審査	1件	160,000円

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成31年4月1日
- (3) 第3条の規定 建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日

提案理由

この条例を提出したのは、藤沢市建築基準等に関する条例に基づく許可の申請に係る手数料を新設すること等に伴い、所要の改正をする必要による。